

7-2 低炭素建築物新築等計画の認定基準

2012年12月より、「都市の低炭素化の促進に関する法律」(低炭素法)にもとづき、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」(低炭素建築物認定基準)が施行されました。更に、2020年10月、内閣総理大臣所信表明演説において2050年カーボンニュートラルについて宣言されたことや2022年2月の社会資本整備審議会の答申等を踏まえ、低炭素建築物認定基準の水準をより高い水準(ZEH・ZEB水準)に引き上げるため、2022年10月、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく告示の改正が行われました。この基準は、住宅と建築物の省エネルギー基準を上回るレベルの省エネ措置が求められます。この認定を受けることにより、建築物の容

積率の緩和や税制などの優遇を受けることができます。この認定を受けるためには、以下の3つの基準に適合しなければなりません。

1. 外皮性能の基準

住宅はZEH水準(強化外皮基準)、建築物は年間熱負荷係数(PAL*)の基準を満たす必要があります。

2. 一次エネルギー消費量の基準

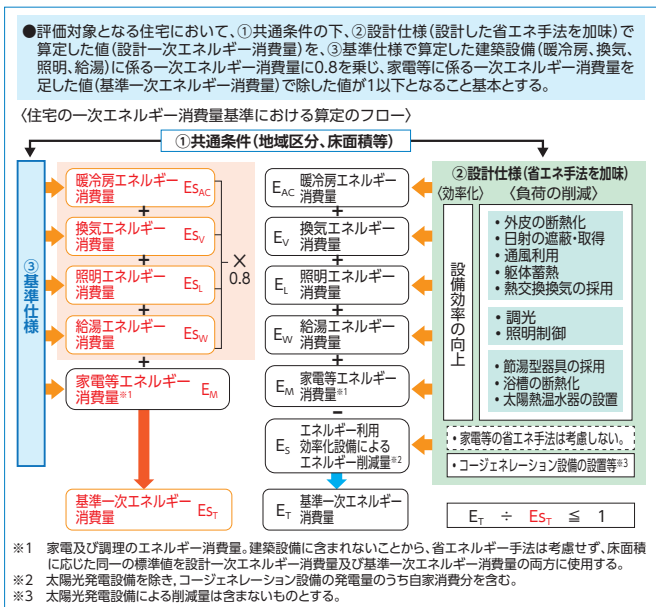
住宅はZEH水準の性能(省エネ基準から20%以上削減)、建築物はZEB水準の性能(省エネ基準から用途に応じて30~40%以上削減)を満たす必要があります。

3. その他の基準

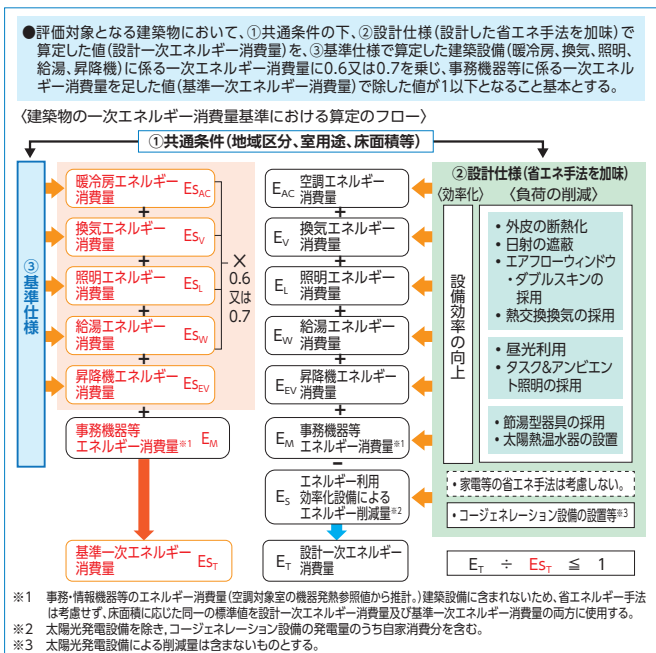
その他の措置として、下記(1)又は(2)のいずれかを講じる必要があります。

- (1) 再生可能エネルギー利用設備の導入(戸建住宅の場合は更に省エネ量+創エネ量の合計が基準一時エネルギーの50%以上であることも要件)に加え低炭素化に資する措置(下の①~⑨)から1項目以上を選択
 - ① 節水に資する機器(便器・水栓など)の設置
 - ② 雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備の設置
 - ③ HEMS又はBEMSの設置
 - ④ 再生可能エネルギーと連系した蓄電池の設置
 - ⑤ 一定のヒートアイランド対策(屋上・壁面緑化等)の実施
 - ⑥ 住宅の劣化の軽減に資する措置
 - ⑦ 木造住宅又は木造建築物である
 - ⑧ 高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用
 - ⑨ V2H充放電設備の設置
- (2) 標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として所管行政庁が認めるもの

●住宅の一次エネルギー消費量基準の考え方



●建築物の一次エネルギー消費量基準の考え方



【表】低炭素建築物省エネ改修事業の認定基準の省エネ性能(住宅)

建築物省エネ法	省エネ基準	地域の区分							
		1	2	3	4	5	6	7	8
一次省エネ基準(BEI)	外皮基準	1.0*1							
	UA値	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	-
一次省エネ基準(BEI)	ηAC値	-	-	-	-	3.0	2.8	2.7	6.7
	強化外皮基準	0.8*2							
工口まち法低炭素建築物認定基準	UA値	0.40	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60	0.60	-
	ηAC値	-	-	-	-	3.0	2.8	2.7	6.7

※1 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。
 ※2 太陽光発電設備を除き、コージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。

【表】低炭素建築物省エネ改修事業の認定基準の省エネ性能(非住宅)

建築物省エネ法	一次エネ(BEI)	外皮(BPI: PAL)
建築物省エネ法省エネ基準	-	1.0*1
工口まち法低炭素建築物認定基準	事務所等、学校等、工場等	0.6*2
	ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等	0.7*3

出典 国土交通省「誘導基準の見直し(建築物省エネ法)及び低炭素建築物の認定基準の見直し(工口まち法)」についてより

※1 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。
 ※2 太陽光発電設備を除き、コージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。